

1-6 入札日程

入札参加資格確認申請書（以下「申請書」）及び入札参加資格確認資料（以下「資料」）の提出	公告の日の翌日から ○年○月○日（○）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く） ＜電子入札システムの場合＞午前○時から午後○時まで ＜持参の場合＞午前○時から午後○時まで（申請書及び資料は、各○部（正本1部、副本○部）及び長3号封筒（簡易書留料金を含む切手○○円貼付）を併せて契約条項を示す場所に持参すること。） *提出資料については、入札公告「共通事項」参照	入札前審査型・ 共通事項2-2
入札参加資格の確認通知	○年○月○日（○）までに電子入札システムにより通知する（持参の場合は○○により通知する）	
入札参加資格がないと認められた者の請求期限	通知を受けた日から ○年○月○日（○）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く） ＜電子入札システムの場合＞午前○時から午後○時まで ＜持参の場合＞午前○時から午後○時まで（契約条項を示す場所）	入札前審査型・ 共通事項2-4
上記の回答期限	○年○月○日（○）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）	入札前審査型・ 共通事項2-4
設計書及び図面（以下「設計図書等」という。）の交付	○年○月○日（○）＜公告の日（図面の販売をしない場合）＞から○年○月○日（○）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く） 金抜き設計書：○○○（交付する方法を記載する。） 特記仕様書：○○○（交付する方法を記載する。） 図面：○○○（交付する方法を記載する。）	入札前審査型・ 共通事項2-3
図面の縦覧（貸出）期間	公告の日から ○年○月○日（○）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前○時から午後○時まで	入札前審査型・ 共通事項2-3
設計図書等に対する質問受付期間	公告の日から ○年○月○日（○）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く） ＜電子入札システムの場合＞期間内の午前○時から午後○時まで ＜持参の場合＞期間内の午前○時から午後○時まで	入札前審査型・ 共通事項2-3
上記の回答書縦覧等の期間	○年○月○日（○）から ○年○月○日（○）まで	入札前審査型・ 共通事項2-3
入札書等受付期間 入札書等の提出	＜電子入札システム場合＞○年○月○日（○）から ○年○月○日（○）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）午前○時から午後○時まで、ただし最終日は午後○時まで ＜持参の場合＞開札日時に契約条項を示す場所に入札書、委任状（代理人の場合）を提出すること。	入札前審査型・ 共通事項2-5
開札日時	○年○月○日（○） ○時○分	入札前審査型・ 共通事項2-6

※紙による申請等は発注機関の承認が必要

1-7 設計図書等の交付

<p>① 設計図書等の交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則 PPIにより交付する。（必要により、有料で配布できる。） <p>② 設計図書等の縦覧・貸出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約条項を示す場所で縦覧・貸出を行う。
--

1-8 設計図書等に関する質問に対する回答

電子入札システムに回答を掲載する。
 <縦覧の場合>
 ・契約条項を示す場所で縦覧を行う。

1-9 その他

<p>低入札価格調査制度による調査基準価格（又は最低制限価格）の設定</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>どちらかを記載 ただし、総合評価方式は、全て低入札価格調査制度とする。</p> </div>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>調査基準価格の設定 有 調査基準価格の補正（有・無） 補正率（ ） （補正率は補正が有る場合に記載）</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>最低制限価格の設定 有 最低制限価格の補正（有・無） 補正率（ ） （補正率は補正が有る場合に記載）</p> </div>
<p>前払金</p>	<p>業務委託料の3割以内を前払する。</p>
<p>契約書作成</p>	<p>要</p>
<p>業務工程表の提出</p>	<p>要・不要</p>
<p>業務代理人及び技術者の氏名の通知</p>	<p>書面</p>

入 札 公 告 例（入札前審査型・共通事項）

2-1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

静岡県における建設関連業務委託競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件をすべて満たしていること。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当しないこと。
静岡県における建設関連業務委託競争入札参加資格の認定を受けていること。（認定業種は入札公告（入札前審査型・個別事項）に記載）
入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出期限の日から落札決定までの期間に、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成元年8月29日付け管第324号）に基づく入札参加停止を受けていないこと。
会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てが成されている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てが成されている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

2-2 入札参加資格の確認

(1) 入札の参加希望者は、入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を作成のうえ提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。提出は原則静岡県電子入札システムによる電送とするが、電子ファイルの容量で電送できない場合や紙媒体による提出について発注者の承諾（紙入札方式参加申請書（静岡県公共事業電子入札運用基準 様式2）を提出）を得た場合は、持参することができる。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

(2) 入札参加資格の確認等

入札参加資格確認基準日	申請書の提出期限の日
申請書	様式第2号
入札参加資格の確認	申請書及び資料の提出期限の日を入札参加資格の確認基準日とし、その結果を通知する。期限までに申請書及び資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。 指定する期日までに以下の資料（添付資料含む）を作成のうえ、提出期限の日までに契約条項を示す場所へ提出すること。 1 同種業務の実績（様式第3号） 2 配置予定技術者等の資格・業務経験（様式第4号） 3 本店、支店の所在地（様式第5号）
同種業務の実績の確認（条件とする場合）	○ 同種業務の実績を確認できる書類を添付すること。 ・ 同種業務の実績として記載した業務に係る契約書の写し〈ただし、当該業務が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）」に登録されている業務の場合は、様式第3号に登録済みであることを明記したうえで、契約書の写しを省略することができる。〉又は業務カルテ（TECRIS）の写し等 （上記に加え、当該業務の概要が記された設計図書の写し等が必要な場合は、入札公告（入札前審査型・個別事項）1-5に記載） ・ 同種業務の実績が静岡県発注のものである場合は、委託業務成績評定点が記載されている通知書の写し（委託業務成績評定通知書等）

<p>配置予定技術者等の資格・業務経験の確認（条件とする場合）</p>	<p>様式第4号に1-5に掲げる資格があることを的確に判断できる配置予定の技術者の資格及び同種の業務経験を記載すること。この場合、配置予定の技術者として複数の候補技術者を記載することができる。また、他の業務に配置されている技術者が従事している業務の完了等により本業務に確実に配置できる見込みがある場合は、あらかじめ発注機関の承認を得て、当該技術者を配置予定技術者として記載することができる。</p> <p>また、技術者の専任を求める入札参加条件の場合で、同一の技術者を重複して複数業務の配置予定の技術者とする場合において、他の業務を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなった場合や入札書の提出日において、従事している業務が未完了等により、配置を見込んでいた技術者を配置できなくなった場合は、競争入札参加資格の確認の申請をした者は、直ちに当該申請の取下げを行うこと。他の業務を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合や従事している業務の未完了等により、技術者が配置できないにもかかわらず入札した場合は静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成元年8月29日付け管第324号）に基づく入札参加停止を行う場合がある。</p> <p>○ 配置予定技術者の資格、雇用関係を証するものとして以下の書類を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令による免許については、免許を証する書面の写し ・ 当該技術者との雇用関係を証する書面（健康保険被保険者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書等）の写し ・ 自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者であることを証明するものの写し <p>○ 同種業務の経験実績を確認できる書類を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同種業務の経験実績として記載した委託業務に係る契約書の写し（ただし、当該業務が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）」に登録されている工事の場合は、様式第4号に登録済みであることを明記したうえで、契約書の写しを省略することができる。）又は業務カルテ（TECRIS）の写し等 <p>（上記に加え、当該業務の概要が記された設計図書の写し等が必要な場合は、入札公告（入札前審査型・個別事項）1-5に記載）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同種業務の実績が静岡県発注のものである場合は、委託業務成績評定点が記載されている通知書の写し（委託業務成績評定通知書等）
<p>入札参加資格の状況</p>	<p>様式第5号に入札参加資格の状況（並びに営業所の状況〔県内に営業所があることを条件とする場合〕）を記載すること。</p>
<p>本社、営業所の所在地</p>	<p>静岡県内に本社、支社、営業所があることを証する書類〔県内に本社、営業所等があることを条件とする場合〕を提出</p>
<p>入札参加資格</p>	<p>有効な「建設関連業務入札参加資格の審査結果」通知の写し</p>

- ・ 申請書及び資料の作成及び申込に係る費用は、提出者の負担とする。
- ・ 入札執行者は、提出された申請書及び資料を入札参加資格の確認以外に、提出者に無断で使用しない。
- ・ 提出期限後における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
- ・ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- ・ 提出された申請書及び資料は、公表しない。
- ・ 申請書及び資料に用いる言語は日本語とする。

2-3 設計図書等について

交付等の方法	入札公告（入札前審査型・個別事項）に記載
質問	電子入札システム又は書面持参（様式自由）とする。
質問に対する回答	電送又は書面により回答し、契約条項を示す場所で縦覧する。

2-4 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、入札執行者に対して入札参加資格がないと認めた理由について、説明を求めることができる。

入札参加資格がないと認められた者の請求方法等	電送又は契約条項を示す場所へ書面持参（様式自由）とする。
発注者の回答方法	契約条項を示す場所で書面により回答する。

2-5 入札執行の場所等

入札の場所	契約条項を示す場所
入札の方法	電子入札システムによる。ただし、発注機関の承認を得れば書面を持参して入札できる。 <電子入札システムによる場合>電子入札システムにより入札書を提出すること。 <持参による場合>事前に発注機関の承認を得て、開札日時に契約条項を示す場所に以下の書類を提出すること。 ・入札書、委任状（代理人の場合）、入札参加資格確認通知書、を提出すること。
その他 注意事項	① 郵送による入札は認めない。 ② 持参による場合、入札書、入札参加資格があることが確認された旨の通知書の写し及びを提出すること。なお代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出しなければならない。 ③ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ④ 入札執行回数は、2回を限度とする。

2-6 開札等

開札	契約条項を示す場所において、入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行うか、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。
落札者の決定方法	地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項及び施行令第167条の10第1項の規定により予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
入札の無効	本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに建設工事等競争契約入札心得（以下「入札心得」という。）及び〈現場説明、[現場説明を行う場合]〉現場説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、当該入札を無効とする。 低入札価格調査の対象者が、開札後速やかになされる当該調査の実施に係る意思確認に対し、応じられない旨の意思表示をした場合には、「建設工事等競争契約入札心得」第13条第2項に違反するものであり、入札に関する条件に違反した入札として当該入札を無効とする。 なお、入札参加資格のある旨を確認された者であっても、落札決定までの間に、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成元年8月29日付け管第324号）に基づく入札参加停止を受けた場合には、当該入札は無効とする。

2-7 その他

<p>入札保証金 及び契約保 証金</p>	<p>① 入札保証金 免除。 ② 契約保証金 免除</p>
<p>契約書の 作成</p>	<p>① 契約の締結に当たっては、契約書〈仮契約書〔要議決委託の場合〕〉を作成しなければならない。〈② 契約は、県議会の議決があったときに成立する。〔要議決委託の場合〕〉</p>
<p>暴力団員等 又は暴力団 関係業者に よる不当介 入を受けた 場合の措置</p>	<p>① 本業務の受注者は暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 ② ①により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。 ③ 受注者は暴力団員等又は暴力団関係業者により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。 * 不当介入を受けたにもかかわらず警察及び発注者への通報（報告）等を怠った場合は、入札参加資格停止の措置を受けることがある。</p>
<p>その他</p>	<p>① 静岡県公共事業電子入札運用基準に基づき入札に参加すること。なお、代表者が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者のＩＣカードを使用して入札に参加し、または参加しようとした場合等、ＩＣカードの不正使用が確認された場合には、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止を行うことがある。 また、契約後にＩＣカードの不正使用が確認された場合には、契約解除を行うことがある。 ② 電子入札システムの障害等やむをえない事情がある場合、紙入札に変更する場合がある。 ③ 入札参加者は、入札心得及び契約書案を熟読し、入札心得を遵守すること。 ④ 落札者は、様式４号に記載した配置予定技術者を、当該業務に専任で配置すること。（専任の配置技術者を入札参加条件としている場合） ⑤ 契約書案、契約約款、入札心得、仕様書及び現場説明書は、契約条項を示す場所で縦覧するものとする。 ⑥ 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。 ⑦ 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止を行うことがある。 ⑧ １－５に掲げる競争入札参加資格の認定を受けていない者も申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、当該資格の確認を受け、かつ、競争入札参加資格の認定を受けなければならない。 ⑨ 低入札価格調査制度については、「静岡県建設関連業務委託に係る低入札価格調査試行要領・運用」によるので、別途ホームページ等で確認すること。なお、低入札調査対象者は、契約締結における条件として、自らの負担による「第三者による照査等」を実施しなければならないので入札において注意すること。 ⑩ その他詳細不明の点については、契約条項を示す場所及び事務を担当する機関へ連絡すること。</p>